

医療扶助の現状と今後の方向

現状

- 生活保護費の半分は医療扶助
 - ・ 介護扶助は1.8%
 - ・ 医療扶助は10割額を生活保護で負担。被保護者は国民健康保険に加入せず、他法他施策を優先していない
 - ・ 介護扶助は介護保険の1割負担と保険料のみを負担
- 国民健康保険や老人医療、介護保険は、都道府県も負担
 - ・ 国民健康保険の国庫負担率は1/2以下であり、医療費の適正化や低所得者への保険料軽減等の財政安定化への役割に応じて都道府県も費用負担
 - ・ 老人医療や介護保険も、国保と同様

方向

- **医療扶助において、都道府県の負担を導入**
 - ・ 医療扶助の状況と医療提供体制には相関がある
 - ・ 平均在院日数の短縮、病院から在宅への復帰促進等に関しては、都道府県の役割・責任が大きい(医療計画、介護保険事業支援計画など)
 - ・ 国民健康保険や老人医療、介護保険との負担の整合

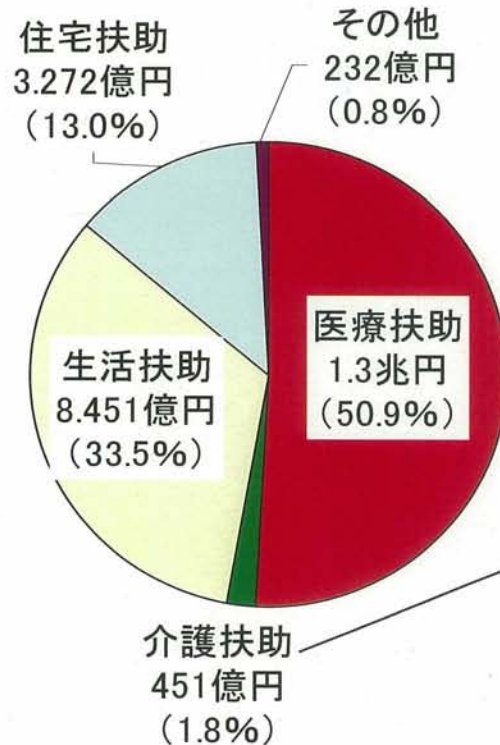
- 医療扶助は、国3/4、
保護の実施自治体1/4の財政負担

- **国1/2、都道府県1/4、**
保護の実施自治体1/4の財政負担
※ 介護扶助も同様

[医療扶助と介護扶助の比較]

○ 生活保護費の半分は医療扶助

※平成17年度予算ベース



生活保護費 計2兆5250億円

【国民全体の医療費と介護】

※平成17年度予算ベース

医療は27兆円
介護は 5兆円

5
..
1

医療扶助:介護扶助=28:1

- 医療扶助は10割額を生活保護で負担(被保護者は国民健康保険に加入しない)。介護扶助は介護保険の一割負担と保険料のみを生活保護で負担。

[参考資料]

[医療扶助と国民健康保険・介護保険の負担割合]

